

資料目次

令和8年4月15日(水)

資料1① 退位特例法案に対する衆参の附帯決議（付.参照条文）

資料1② 「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する有識者会議 報告（概要）

資料2 立法府の対応の経緯について（メモ）

資料3 「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果」に対する各党・各会派の意見の要点

資料3(別紙) 各党・各会派の主要な意見の要点（ポイント）

天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議

平成二十九年六月一日
衆議院議院運営委員会
平成二十九年六月七日
参議院天皇の退位等に関する
皇室典範特例法案特別委員会

一 政府は、安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について、皇族方の御年齢からしても先延ばしすることはできない重要な課題であることに鑑み、本法施行後速やかに、皇族方の御事情等を踏まえ、全体として整合性が取れるよう検討を行い、その結果を、速やかに国会に報告すること。

二 一の報告を受けた場合においては、国会は、安定的な皇位継承を確保するための方策について、「立法院の総意」が取りまとめられるよう検討を行うものとする事。

三 政府は、本法施行に伴い元号を改める場合においては、改元に伴って国民生活に支障が生ずることがないようにするとともに、本法施行に関連するその他の各般の措置の実施に当たっては、広く国民の理解が得られるものとなるよう、万全の配慮を行うこと。

右決議する。

参照条文

○日本国憲法

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

一〇十 (略)

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」
に関する有識者会議 報告（概要）

【皇位継承と皇族数の減少についての基本的な考え方】

- 皇位継承の歴史や伝統は、大変重いもの。
- 皇位の継承という国家の基本に関わる事柄については、制度的な安定性が極めて重要。
- 次世代の皇位継承者がいらっしゃる中での大きな仕組みの変更は、十分慎重でなければならない。
- 現行制度の下での皇族方のこれまでの人生も重く受け止める必要がある。

⇒ 今上陛下から秋篠宮皇嗣殿下、次世代の悠仁親王殿下という皇位継承の流れをゆるがせにしてはならない。

悠仁親王殿下の次代以降の皇位継承について具体的に議論するには機が熟しておらず、かえって皇位継承を不安定化させるおそれがある。

悠仁親王殿下の次代以降の皇位の継承については、将来において悠仁親王殿下の御年齢や御結婚等をめぐる状況を踏まえた上で議論を深めていくべきではないか。

- 悠仁親王殿下以外の未婚の皇族が全員女性であることを踏まえると、悠仁親王殿下が皇位を継承されたときには、現行制度の下では、悠仁親王殿下の他には皇族がいらっしゃらなくなることが考えられる。
- 皇族は、摂政、国事行為の臨時代行、皇室会議の議員といった法制度上の役割のほか、様々な公的活動などを担っておられる。

⇒ まずは、皇位継承の問題と切り離して、皇族数の確保を図ることが喫緊の課題であり、その際、多様な世代の方が男女共に、悠仁親王殿下を支えるということが重要ではないか。

【皇族数確保の具体的方策】

①・②の二つの方策について今後、具体的な制度の検討を進めていくべきであり、③については、①及び②の方策では十分な皇族数を確保できない場合に検討する事柄と考えるべきではないか。

①内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとすること

- 皇室の歴史に整合的であり、公的活動の継続性等の観点からも望ましい。
- 皇位継承資格を女系に拡大することにつながるとの考え方もあるが、子は皇位継承資格を持たないとするのが考えられる。配偶者と子は皇族という特別の身分を有せず、一般国民としての権利・義務を保持し続けるものとするのが考えられる。
- 現在の内親王・女王殿下方は、現行制度下で人生を過ごされてきたことに十分留意する必要がある。

②皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること

- 現行制度では婚姻と出生以外に皇族数が増加することがない中で、養子を迎えることを可能とすることは男子出生のプレッシャーの緩和にもつながるのではないか。
- いわゆる旧 11 宮家の皇族男子は、現行憲法・皇室典範施行後 5 か月の間皇位継承資格を有していた方々であり、その男系男子の子孫の方々に養子となっただけなくとも考えられる。
- 養子となって皇族となられた方は、皇位継承資格を持たないこととすることが考えられる。

③皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすること

- 皇族という特別な立場について、一般国民における家族制度とは異なるアプローチをとるものであり、現皇族の御意思は必要としないという面もある。
- 現在いらっしゃる皇族方と何ら家族関係を有しないまま皇族となることは、②の方策に比べより困難な面があるのではないかと指摘もある。①・②の方策では十分な皇族数を確保することができない場合に検討すべき。

【その他】

- 婚姻により皇族の身分を離れた元女性皇族に皇室の活動を支援していただくことも考えられるが、皇族数の確保のためには①から③のような方策が必要。

【おわりに】

- 皇位継承については悠仁親王殿下までの流れを前提にすべきとの考えで一致した。皇位継承の問題とは切り離れた上で皇族数の減少が喫緊の課題であるという共通認識の下に、皇族数の確保に向けてできるだけ多様な選択肢を提示するという考え方に立って検討を進め、その具体的な方策を示唆するに至った。
- これらの方策を実現することは、悠仁親王殿下の後の皇位継承について考える際も、極めて大事なことである。
- 国民の間には様々な受け止めもあるかと思うが、会議の議論の結果が、国会を始め各方面における検討に資するものとなることを期待する。
- 皇室をめぐる課題が、政争の対象となったり、国論を二分したりするようなことはあってはならず、静ひつな環境の中で落ち着いた検討を行っていただきたい。

【細田衆議院議長、山東参議院議長、海江田衆議院副議長、小川参議院副議長】《第Ⅰ期》

令和4年 1月12日	衆参正副議長に対し、岸田内閣総理大臣が政府における 検討結果を報告	
1月18日	政府における検討結果の報告 ・政府から説明を聴取した後、質疑	

＜令和4年7月10日参議院議員通常選挙＞

※令和4年8月3日 尾辻参議院議長就任、長浜参議院副議長就任
令和5年10月20日 額賀衆議院議長就任

【額賀衆議院議長、尾辻参議院議長、海江田衆議院副議長、長浜参議院副議長】《第Ⅱ期》

令和5年12月19日 額賀衆議院議長が与野党幹部と個別に会談し、安定的な皇位継承策に関する各党の意見集約を進めるように要請したとの報道

令和6年 5月17日	全体会議① ・各政党・各会派代表者から意見を聴取	
5月23日	全体会議② ・「各党・各会派の意見の要点」について橘衆議院法制局長から説明 ・各政党・各会派代表者から意見を聴取	・額賀衆議院議長より、「各党各会派から個別に意見を聞いて、丁寧に率直に意見交換をまず図っていききたい」旨の発言があった。
6月14日 ～8月7日	各政党・各会派からの個別の意見聴取 6/14 立憲民主党、日本維新の会、有志の会 6/19 教育無償化を実現する会、国民民主党 6/27 日本共産党、社会民主党 7/17 れいわ新選組、NHK から国民を守る党 7/18 沖縄の風 8/7 参政党	※ 自民・公明からの個別の意見聴取は、両党の意向を踏まえて実施せず
9月26日	両議院正副議長四者による中間報告（内閣総理大臣への手交） 〔主な内容〕 （1）悠仁親王殿下までの皇位継承の流れはゆるがせにはしないことについては、おおむね賛同する意見が多く述べられた。 （2）女性皇族の婚姻後の皇族の身分保持については、喫緊の課題として認める方向でおおむね共通認識が得られたのではないかと思料するが、女性皇族が結婚された際の配偶者・子の身分については、様々な意見が述べられた。 （3）皇統に属する男系男子を養子に迎えることについては、積極的な意見も多く述べられたが、反対論もあった。	

＜令和6年10月9日衆議院解散、10月27日衆議院議員総選挙＞

※令和6年11月11日 関口参議院議長就任、玄葉衆議院副議長就任

【額賀衆議院議長、関口参議院議長、玄葉衆議院副議長、長浜参議院副議長】《第Ⅲ期》

令和7年 1月23日	各政党・各会派からの個別の意見聴取 日本保守党	
1月31日	全体会議③ ・「各党・各会派の意見の要点」について橘衆議院法制局長から説明 ・衆参正副議長が示した今後の進め方について各政党・各会派代表者から意見を聴取	・衆参正副議長から、今後の進め方として、「 今後は論点を絞って議論を行うこと 」「議論は、自由討議のような形で、お互いに意見交換を行うこと」「議事録は、会議終了後その都度公開すること」などが述べられた。
2月17日	全体会議④ ・「女性皇族の婚姻後の配偶者及び子の身分について」を論点として意見交換	・身分を付与する案について「先例との整合性」「女系への懸念」など、身分を付与しない案について「憲法上の論点」「家族への不都合」「配偶者等の行動の女性皇族への影響」などが議論された。
3月10日	全体会議⑤ ・「皇統に属する男系男子を養子に迎えることについて」を論点として意見交換	・「対象者（立法事実）」「先例との整合性」「憲法上の論点」「事実上の不都合」のほか、「具体的な制度設計」などが議論された。
4月17日	全体会議⑥ ・「各党・各会派の意見の要点」について橘衆議院法制局長から説明 ・「女性皇族の婚姻後の配偶者及び子の身分について」及び「 <u>皇統に属する男系男子を養子に迎えることについて</u> 」の各論点のうち、これまで十分に議論がなされていない論点について意見交換	・女性皇族の婚姻後の皇族の身分保持について、「女王殿下を対象とするか」「現在の内親王・女王殿下は婚姻後に身分を保持するか否か選択できることとするか」などが議論された。 ・皇統に属する男系男子を養子に迎えることについて、「立法事実の確認」「養子縁組が可能な時期や親等を区切るか」などが議論された。 ・額賀衆議院議長より、「衆参正副議長四者にこれまでの議論を踏まえて取りまとめの案を作成させていただきたい」、「取りまとめ案を作成した後には、全体会議を再度開いて、皆さん方にお示しをした上で御意見をいただいく」との発言があった。

～非公式協議（額賀・玄葉衆正副議長＋麻生・野田両元総理の四者）～

6月20日	衆議院正副議長記者会見 〔主な内容〕 ・(a)女性皇族の婚姻後の皇族の身分保持については、これを認め、現在の内親王・女王殿下は婚姻後に身分を保持するか否か選択できることにすることで、共通の認識が得られた。 ・(b)女性皇族の配偶者及び子を皇族とするか否か、(c)皇統に属する男系男子との養子縁組を認めることについては、共通の認識を得るまでには至らなかった。 ・参院選後、速やかに、取りまとめに向けて努力したい。	
-------	---	--

＜令和7年7月20日参議院議員通常選挙＞

※令和7年8月1日 福山参議院副議長就任

＜令和8年1月23日衆議院解散、2月8日衆議院議員総選挙＞

※令和8年2月18日 森衆議院議長就任、石井衆議院副議長就任

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果」に対する各党・各会派の意見の要点①

令和7年6月20日

(自由民主党・立憲民主党・日本維新の会)

主な論点(案)(令和6年5月17日全体会議において配付)	有識者会議報告書(R3.12.22)	自由民主党	立憲民主党	日本維新の会
1. 総論(検討方針について)				
附帯決議が要請した「安定的な皇位継承を確保するための方策」の検討を今後の検討課題とし、まずは喫緊の課題である皇族数確保のための方策を講じることについて	<ul style="list-style-type: none"> 附帯決議で示された課題は、皇位継承の問題と皇族数の減少の問題の二つ 今上陛下から秋篠宮皇嗣殿下、次世代の悠仁親王殿下という皇位継承の流れをゆるがせにしてはならない。 皇位継承の問題と切り離して、皇族数の確保を図ることが喫緊の課題 	<ul style="list-style-type: none"> 歴代の天皇と皇統、皇室は、我が国の歴史、伝統、文化の礎 先人たちが連綿と守り続けてきた国柄を受け継ぎ、責任をもって次世代に引き渡してゆくことが、我が党の使命 制度の見直しの影響を受ける方々に対する十分な配慮が求められる。 悠仁親王殿下までの皇位継承の流れをゆるがせにしてはならない。 皇位継承の問題とは切り離して速やかに皇族数確保のための方策を講じ、その先に安定的な皇位継承の道筋を見出していくべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 4つの視点からの議論が必要 <ol style="list-style-type: none"> 1. 附帯決議の要請の遵守 2. 憲法適合性の検討 3. 立法府としての責務 4. 歴史と伝統の尊重 「皇族の方々の思い」も極めて重要な視点 有識者会議報告書は、附帯決議の要請に十分に応えているとは言えない。 有識者会議報告書は差し戻せないのをこれを前提にやるしかなく、万やむを得ないという立場 「安定的な皇位継承を確保するための方策」を正面から検討し、一定の期限を区切って結論を示すことが求められる。 「安定的な皇位継承を確保するための方策」の議論に入れないのはやむを得ないものとして是とするが、積極的に容認するものではない。皇族数の確保策の結論を速やかに得た上で、少なくとも、「安定的な皇位継承を確保するための方策」を引き続き議論することを宣言するべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的事実も含め、国民の皆様に対し正確な情報をお伝えして理解を醸成しつつ、今日まで紡がれてきた長い歴史と伝統を大切に、古来例外なく男系継承が維持されてきたことの重みを踏まえる。 悠仁親王殿下までの皇位継承順位をゆるがせにしないことに強く賛同 皇族数の確保を図ることが喫緊の課題であることは、各党・各会派で認識を共有できる。
2. 皇族数確保のための第1案「女性皇族の婚姻後の皇族の身分保持」について				
(1) その賛否について	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な制度の検討を進めていくべき。 「宮家」という言葉は、独立して一家をなす皇族に対する呼称であり、法律に基づく制度ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 皇族数確保のために必要 国民の理解が十分得られる皇族数確保の方策という観点から議論すべきもの 身分保持の対象者は、内親王殿下だけでなく女王殿下まで含める方が適当 	<ul style="list-style-type: none"> 有識者会議報告書では、「女性宮家の創設等」についての明確な結論を示していない。 (「女性宮家の創設等」の課題については)とりわけ緊急的な課題として議論を急ぐ必要がある。 女性皇族が婚姻後も皇族として残るところまでは異論ない。 皇族数確保のためにも、内親王殿下のみに限定せず、女王殿下も含めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 皇室の歴史と整合的であり、現実的なものであるという点で、高く評価 皇室典範の改正に進んでいくべき。 女王殿下まで含めるべき。
(2) 配偶者及び子の皇族の身分及び皇位継承資格について	<ul style="list-style-type: none"> 子は皇位継承資格を持たないとするのが考えられる。 配偶者と子は皇族という特別の身分を有せず、一般国民としての権利・義務を保持し続けるものとするのが考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者・子は、皇族の身分を有することなく、一般国民としての権利・義務を保持し続けることが適切 男性皇族は、すべからず皇位継承権を有する。 女性皇族の配偶者・子に皇族身分を与えたことはない。 配偶者を皇族とするのは、女性皇族の婚姻の非常に大きなハードルとなる。 憲法2条は14条の特則。2条に基づき皇統に属する男系男子による皇位の継承を定める皇室典範も当然合憲であるとの共通認識に立って議論を進めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者・子に皇族としての身分を付与する案(野田内閣「論点整理」I-A案)を含めた検討が必要 皇族としての身分を付与する案は、皇族数の確保という目的に沿い、憲法適合性もある。近代における家族の姿は家族が一体というのが国民の総意。 配偶者薨去後の王妃に皇族費が2人分支払われるのは、家族一体という見方が存在すると理解 現行典範の規定も先例と異なる部分がある。歴史・伝統を尊重しつつ、皇室を継承していく上で何が必要かを議論すべき。 (女系につながる可能性を指摘する意見について)皇族としても皇位継承資格とは直結しない。 皇族身分を付与しない場合、婚姻に負担・不安が増すという意見もある。 配偶者・子に皇族としての身分を付与しない案(野田内閣「論点整理」I-B案)は憲法上の諸課題(24条1項、14条1項など)が指摘されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者・子は、皇族の身分を持たないとするのが適切 配偶者・子に皇族身分を与えた先例はない。 皇族の男系継承の伝統をなし崩し的に消滅させ、皇位継承資格を女系に拡大することにつながるなどの懸念に十分留意する必要がある。

主な論点(案)(令和6年5月17日全体会議において配付)	有識者会議報告書(R3.12.22)	自由民主党	立憲民主党	日本維新の会
2.(2)配偶者及び子の皇族の身分及び皇位継承資格について(続き)		<ul style="list-style-type: none"> 皇族と民間人の家族であっても、民法上の同居・協力扶助義務は生じ、協力して活動・生活をしていくことは十分可能 	<ul style="list-style-type: none"> 皇族身分を付与しない案について、24条1項の問題が生じないのは理解。24条2項に掲げられた事項について家族内で明確に権利に差異が生じることに限っては、政府の解釈が示されていない。 家庭内に皇族と一般国民がいることの是非、内親王・女王が摂政や臨時代行になった場合にその家族が一般国民であることの是非、内親王・女王が女性天皇になる可能性を踏まえ、配偶者・子が一般国民でよいのかは疑問 配偶者・子を一般国民とした場合、政党・宗教団体・営利企業を主宰する自由があることから、女性皇族の品位や政治的中立性に重大な影響を及ぼす事態が生ずる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者の活動が女性皇族の品位を妨げることを抑止するために、様々な人権を制約して皇室に入ってもらおうという議論は本末転倒 配偶者・子が皇族となった事例はないが、准三後の先例のように、准皇族的な身分が許容された時代があり、それは先例の枠内 処遇は非常に重要であり、あってしかるべき。ある種の称号のような立て付けは制度上あり得るのではないか。
(3)現在の内親王・女王殿下の処遇について	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度下で人生を過ごされてきたことに十分留意する必要 	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度の下で人生を過ごされてきたということに十分配慮すべき。 婚姻により皇族の身分を離れることもあり得るとすべき。 皇族から離れるつもりで過ごしてこられたこと、結婚された姉妹は民間におられることを考慮すると、御自分で判断できるようにするのがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 婚姻時に皇族の身分を保持するか、皇族の身分から離れるかを選択できる制度については、現行典範を前提に経過してこられた一人の人間を尊重するためにも検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 身分の選択制は考慮すべき。
3. 皇族数確保のための第2案「皇統に属する男系男子を養子に迎えること」について				
(1)その賛否について	<ul style="list-style-type: none"> 旧11宮家の皇族男子の子孫である男系の男子の方々に養子に入っただけことも考えられる。 具体的な制度の検討を進めていくべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 旧11宮家の皇族男子の子孫である男系の男子を養子にすることは、皇族数確保、安定的皇位継承のため必要な方策 当時は皇族数が十分ということで旧11宮家は皇籍離脱したが、皇族数が十分でなくなった現在では、旧11宮家の中から養子という特例を認めることが一番リーズナブル 旧11宮家の方々は新憲法・皇室典範の下でも皇族であり、皇位継承権を持たれていた。 民法の規定も踏まえ、15歳以上の独身の男性を対象とすべき。 恒久法とすべき。 皇族であった方々及びその男系子孫が皇族復帰した先例はある。 	<ul style="list-style-type: none"> 慎重な立場ではあるが、皇族数の確保のため第2案も選択肢として残している。 国民の理解がほとんどない。 旧11宮家の全ての子孫が対象か、時期や親等で区切るのか、有識者会議報告書に記載はない。旧11宮家以外にも対象を広げるかについて、有識者会議ではほとんど議論されていない。 対象範囲の線引きが困難になるため、旧11宮家以外に対象を拡大すべきではない。 恒久法とする場合は、事実上の世襲の貴族をつくることになること、対象者が年を追うごとに増え続け、血筋は薄まり、より世俗化していくことを考えれば、時期と親等に関しては限定すべき。 養子縁組という形で皇族でなかった方々を皇族にした先例はない。 側室制度の廃止など、先例は時代の変化に合わせて整理されてきたもの 	<ul style="list-style-type: none"> 特に高く評価できる。 皇室の歴史と整合的かつ現実的でもあり、皇室典範の改正により安定的な法制度として実現すべき。 皇統に属する旧宮家から男系男子の養子を迎えるのは、ごく自然なこと 皇族数の確保、ひいては皇位継承の安定性につながるのには直接的には第2案だが、第1案と同時に議論を進めることに異論はない。 現行憲法下で皇族であったことは非常に重要な要素であり、皇別撰家まで広げることが拒否しないが、旧11宮家に対象を絞ることは非常に良識的で納得感がある線引き 皇位の男系継承という最も重要な大原則を考えれば、男系であれば限定する必要性はない。ただし、どこまでの範囲にするかという議論は大原則だけを考えれば収束しないので、様々な要素を鑑みて、旧11宮家に限定することには一定の合理性がある。 今お生まれになられていないお子さん等も含めて、時期等も柔軟に対応できるように法整備をすべき。 第二案は直接的に皇族に戻るという先例と養子という先例を組み合わせ、理論を補強している。 先例を考える際には、原則と手段それぞれの先例や例外について、根本的に考え方を分けるべき。側室の禁止など先例を狭めるのは許容されても、男系による皇位継承という原則を変えることは相当次元が違う話。その上で、養子などの国民の理解を得やすい制度設計を考えていくという視点が非常に重要。

主な論点(案)(令和6年5月17日全体会議において配付)	有識者会議報告書(R3.12.22)	自由民主党	立憲民主党	日本維新の会
3.(1)その賛否について(続き)		<ul style="list-style-type: none"> 歴代天皇と旧 11 宮家は菊栄親睦会で交流を続けてこられた。養子縁組制度を作れば、必ず応じていただける方が出てくるだろう。 	<ul style="list-style-type: none"> 養子になると皇族としての権利制約が生じるので、一般国民である男系男子の方々にとっては高いハードルになるのではないかな。 	
①憲法上の問題の有無について		<ul style="list-style-type: none"> 憲法2条は14条の特則。2条に基づき皇統に属する男系男子による皇位の継承を定める皇室典範も当然合憲であるとの共通認識に立って議論を進めるべき。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> 憲法上の諸課題(14条1項など)をクリアにする必要がある。 (R7.3.10の議論で)14条1項の問題は何も解決していない。 憲法1条で天皇の地位は国民の総意に基づくから、一般の方を養子として迎えることが国民感情に沿うかは十分考慮が必要 	
②実際の対象者の有無やその方々の意思の確認の必要性について		<ul style="list-style-type: none"> 制度を決めた上で、意思があれば養子縁組を進めることとすべき。 今の法体系で法的根拠のない養子縁組の意思を聞けるはずもない。 制度創設後、それぞれの意思に基づいて養親子関係が結ばれるものであり、あらかじめ決められるものではない。 実際養子になられる方がおられるかどうかは別として、皇統が途切れないようにするために法律的な体制を作っておくべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 現実的に養子の対象となり得る方がおられるのかを、その方の意思とともに慎重に確認した上で、制度設計の議論に移らなければならない。 意思確認が難しいことは理解するが、どんな知恵があるか議論したい。 対象の存在や意思が不明であり、皇族数の確保手段として非常に不確実 養親となる方の意思確認はどのように行うのかという手続が明らかにされていない。 新しい制度を作る以上、法的根拠がない中で意思を確認するのは当然 	<ul style="list-style-type: none"> 推し量った議論の許容範囲の中でやっていくのが良識ある議論
③何らかの要件(皇室会議の議を経ることにする等)を設けるか否かについて		<ul style="list-style-type: none"> 皇室会議の議を経るとすべき。 		
④何らかの制限(天皇陛下等を養子縁組の対象としないこと等)を設けるか否かについて		<ul style="list-style-type: none"> 養親となられる方は、天皇皇后両陛下、秋篠宮皇嗣同妃両殿下、上皇上皇后両陛下以外の方々 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な制度設計において、養親がどなたとなるのかについて整理が必要 	
(2)皇族となられた方の皇位継承資格について	皇位継承資格を持たないこととすることが考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> 皇位継承資格を持たないことが適切 	<ul style="list-style-type: none"> 長期的に検討すべき課題 	
(3)皇族となられた方の配偶者及び子の皇族の身分及び皇位継承資格について	縁組前に生まれた子は皇族とならないことも考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> 縁組後に生まれた男子は皇位継承資格を有するものとするのが適切 	<ul style="list-style-type: none"> 養子となった方の子孫は皇位継承資格を有するかについて、有識者会議報告書に言及はないが、整理が必要 	
4. 皇族数確保のための第3案「皇統に属する男系男子を法律により直接皇族とすること」について				
(1)その賛否について		<ul style="list-style-type: none"> 皇族数確保、安定的皇位継承のための方策として考えられる。 皇族となられた方は、皇位継承資格を持たないことが適切 皇族となった後に生まれた男子は皇位継承資格を有するものとするのが適切 	<ul style="list-style-type: none"> 一般国民である対象者の同意も無しに基本的人権をばく奪することにつながり、第2案と比べてもさらに憲法上のハードルが高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 皇室の歴史と整合的であり、現実的なものであるという点で、高く評価
(2)現時点で結論を出すか否かについて	第1案・第2案では十分な皇族数を確保することができない場合に検討する事柄と考えるべき。	<ul style="list-style-type: none"> 第1案・第2案によって皇族数確保という目的を果たせなかった場合の方策 	<ul style="list-style-type: none"> 急いで結論を出すべき課題ではない。 	
◎議論の進め方		<ul style="list-style-type: none"> 静ひつな環境の中で真摯な協議を重ね、「立法府の総意」を築き上げてゆくことは、各党各会派に課せられた責務 政府の有識者会議報告書に基づいた項目による整理は妥当 取りまとめて早く結論を出すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 静ひつな環境で議論を行うとともに、議論の経過を国民に提示し、世論の動向も踏まえて「立法府の総意」をつくり上げていかなければならない。 国会が主体的に論点を整理し、建設的な議論を尽くさなければならない。 退位特例法の際は、議論の運び方について一定のコンセンサスを得ていた。丁寧に進めていただくよう強く要請。 野党第一党と、特に自民党・公明党とにおいて、一致点を見出すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 静かな環境の中で丁寧な議論をし、立法府の総意をとりまとめるべき。 各党各会派においては、この国家的重大課題に最優先で取り組んでいただくよう強く要望 基本的には、有識者会議報告書をベースに議論を進めるべき。 議論の進め方を決めた上で、論点を整理し、各論点について意見を聞くという進め方で行うべき。 合意できる部分から詰めていくべき。先例の範囲内で案を確定させるべき。 理事会形式のような、事前に合意形成を図れるような仕掛けには賛同

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果」に対する各党・各会派の意見の要点②

(公明党・国民民主党・日本共産党・れいわ新選組)

令和7年6月20日

	公明党	国民民主党	日本共産党	れいわ新選組
1. 総論（検討方針について）	<ul style="list-style-type: none"> 次の観点が必要 <ol style="list-style-type: none"> 国民の理解 歴史と伝統の尊重 皇族の方々の思い 【※皇族の方々の思いをおもんばかるという意味】 	<ul style="list-style-type: none"> 皇統の歴史、文化的歴史的価値 憲法のもとで象徴天皇と皇族全員が果たしてこられた役割 GHQの意向により11宮家が皇室離脱を余儀なくされた経緯、旧宮家の現況等を踏まえて検討 	<ul style="list-style-type: none"> 天皇の制度の問題は、日本国憲法の条項と精神に基づいて議論すべき。 憲法の諸条項が天皇の制度を国民の全面的なコントロールの下に置くことを求めていることを基本に考えるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> このテーマをほかの議題よりも優先して議論すべき理由が見出せない。 静かな環境で議論を行うのであれば、今はその時期ではない。 行政府が、議論を、有識者会議だけではなく、主権者である国民の幅広い議論に委ねる努力を真摯に行ったのか、疑問が残る。有識者会議報告書に基づく3案の選択肢に限れば、主権者国民が置き去りにされかねない。 天皇制の安定のためには、国民が納得するかという論点を忘れてはいけない。
附帯決議が要請した「安定的な皇位継承を確保するための方策」の検討を今後の検討課題とし、まずは喫緊の課題である皇族数確保のための方策を講じることについて	<ul style="list-style-type: none"> 悠仁親王殿下までの皇位継承の流れを不安定化させることはあってはならない。 悠仁親王殿下の次代以降の皇位継承は引き続き議論を深めてゆくべき（皇位継承資格と皇位継承順位は一体として議論すべき重い課題）。 皇族数の確保を図ることが急がれる課題 	<ul style="list-style-type: none"> 皇族数の確保、安定的皇位継承の二つの課題に応える必要がある。 男系を原則とし、男系の女性天皇も可能だと考えるが、悠仁親王殿下までの皇位継承の流れをゆるがせにしてはならないのは、報告書の考えとおり。 まずは皇室の減少対策を最優先に考え、皇位の安定継承の具体化については、引き続き検討を深める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 議長が示した論点・有識者会議報告の重大な問題は、男系男子継承が不動の原則になっていること 憲法の規定に照らせば、多様な性を持つ人々によって構成されている日本国民の統合の象徴である天皇を男性に限定する合理的理由はない。 女性天皇を認めることは、日本国憲法の条項と精神に照らして合理性を持つ。女系天皇も同じ理由から認められるべき。 附帯決議に基づいて、女性宮家、女性天皇、女系天皇についても正面から検討すべき。 立法府の総意の取りまとめに重要なのは国民の意見。国民の大多数は女性天皇に賛成。 （「悠仁親王殿下までの皇位継承順位はゆるがせにしない」について）具体的なことを言っているのではなく、考え方として、男系男子を不動の原則とする議論にはくみしない。 	<ul style="list-style-type: none"> 附帯決議の求めと異なり、示された選択肢は全て「女性宮家の創設」と無関係 （「悠仁親王殿下までの皇位継承順位はゆるがせにしない」について）国民的議論に基づいた再検討が必要。現在の「有識者会議」の立場を会派の意見とするのは困難。 有識者会議報告書は、本来議論すべきとされていた皇位継承の議論ではなく、皇族数の確保のための選択肢を示したのみ。
2. 皇族数確保のための第1案「女性皇族の婚姻後の皇族の身分保持」について				
(1) その賛否について	<ul style="list-style-type: none"> 国民の理解も得られ、皇室の歴史とも整合的と考えられ、制度化を検討すべき。 身分保持の対象者は、皇族数の確保という趣旨からすれば、内親王殿下のみならず女王殿下も含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 早急に制度の具体化を進めるべき。 時間的制約があるため、最優先で結論を得るべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 附帯決議が女性宮家の創設等についても検討を行うことを求めていたにもかかわらず、有識者会議の報告は、男系男子による継承を不動の原則としている。 第1案を決して否定はしないが、男系男子を前提としない大きな議論を。 女性天皇等の検討を棚上げしたまま、皇族数の確保という理由で女性皇族の婚姻後の身分保持の議論をするのは筋違い 女性宮家も正面から検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 問題がある。 皇族数に見合った公務負担の見直し、公務を減らすことが必要と考える。 女王殿下まで含むかについては、留保
(2) 配偶者及び子の皇族の身分及び皇位継承資格について	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者・子は、皇族の身分を持たないとするのが適切 憲法上の問題が生ずるとは認識していない。 配偶者の一般国民として保障されてきた自由を保持することが、女性皇族の婚姻の支障とならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者・子は、皇族の身分を有せず、一般国民としての権利義務を保持し続けることが適当。過去に一般男性に皇籍を与えたケースはない。 配偶者・子の身分について、集中的に、また、急いで結論を得るべき。 配偶者が一般国民である場合、平安時代のやり方を踏まえ、配偶者・子には、一代限りの准皇族という立場（皇位継承権・皇籍は持たない） 		<ul style="list-style-type: none"> 配偶者・子は皇族の身分を有しないとする有識者会議報告書の整理では、公務負担を実質的に女性皇族のみが負うことや、配偶者が一般市民となり生活の面でも問題が多いとの指摘がある。 配偶者と子の問題を分けて考えるなど、いろいろな可能性を議論すべき。

	公明党	国民民主党	日本共産党	れいわ新選組
2. (2) 配偶者及び子の皇族の身分及び皇位継承資格について (続き)		を設けるという有識者の議論もある。今谷明教授の有識者ヒアリングを。 ・ 新たな身分をつくるつもりは全くない。家族としての一体性を尊重した一定の処遇を一代限りで行うことは可能。敬称については身分にも関わるので協議が必要。		
(3) 現在の内親王・女王殿下の処遇について	・ 現行制度の下で人生を歩んで来られたことに鑑み、経過措置として、皇族の身分を保持するか否かについて、一定の配慮をすべき。 ・ 皇族として残ることを本則とした上で、一定の配慮は必要			・ 身分の選択制に関しては、人権の原則として認めるべき。
3. 皇族数確保のための第2案「皇統に属する男系男子を養子に迎えること」について				
(1) その賛否について	・ 旧 11 宮家の子孫の方々との養子縁組が認められるべき。 ・ 旧 11 宮家は、現行憲法及び皇室典範施行後も皇族であったこと、明治天皇、昭和天皇の御息女が嫁がれて、その子孫の方々も現在に至るまで天皇家と交流があることから、旧 11 宮家に限定してよいのではないか。 ・ 時限立法か恒久法かは、まだ党内で決めていない。	・ 早急に制度の具体化を進めるべき。 ・ 対象を旧 11 宮家に限定してよいのか、または、それ以外の男系男子も対象とするのかについて、整理が必要	・ この提案は、事実上、女性天皇を否定するもの ・ 到底、国民の理解は得られない。	・ 問題がある。
①憲法上の問題の有無について	・ 憲法 14 条の問題は生じない。		・ 旧皇族の子孫から国民の権利を奪うこと、600 年以上も遠い血筋を遡ることなど、憲法に照らして重大な問題がある。	・ 憲法 14 条に抵触するとの指摘があり、議論が必要
②実際の対象者の有無やその方々の意思の確認の必要性について		・ 当事者の意思確認は、必要 ・ (当事者の意思を) 内々知りながら、表で聞かずに着地させる工夫も必要		
③何らかの要件(皇室会議の議を経ることにする等)を設けるか否かについて	・ 皇室会議の議を経るなどの措置が必要			
④何らかの制限(天皇陛下等を養子縁組の対象としないこと等)を設けるか否かについて	・ 天皇陛下、上皇陛下、皇嗣殿下各ご夫妻は養子縁組できないとするのが適切			
(2) 皇族となられた方の皇位継承資格について	・ 皇位継承資格は持たないとするのが適切	・ 皇位継承資格を持たないとするのが適切		
(3) 皇族となられた方の配偶者及び子の皇族の身分及び皇位継承資格について	・ 縁組後に養子と婚姻した妻、縁組後に生まれた子は皇族となるとする。	・ 縁組後に生まれた男子は皇位継承資格を有するものとするのが適切		
4. 皇族数確保のための第3案「皇統に属する男系男子を法律により直接皇族とすること」について				
(1) その賛否について	・ 一般国民である対象者の意思にかかわらず法律により皇族とすることができるかは疑問。直ちに国民の理解が得られるとも思えない。			・ 問題がある。 ・ 憲法 14 条に抵触するとの指摘があり、議論が必要
(2) 現時点で結論を出すか否かについて	・ 第1案・第2案によって皇族数確保という目的を果たせなかった場合の方策とする有識者会議報告書は妥当	・ 第1案・第2案では十分な皇族数を確保することができない場合に備えて、併せて検討しておくべき。 ・ 憲法の様々な価値との衝突はあり得るが、やむを得ない手段として必要かどうか整理すべき。		

◎議論の進め方	・ 有識者会議報告書を基本として進めていくべき。	・ 静ひつな環境で、速やかに立法府の総意を取りまとめることが必要 ・ 有識者会議報告書を前提として取りまとめていくべき。	・ 有識者会議報告に沿った論点を設定し、その論点で議論し結論を得るやり方は白紙に戻すべき。国会が附帯決議に基づき主体的に議論をすべき。 ・ 有識者会議報告書を前提として議論するのではなく、国会として、憲法上の問題点を指摘した憲法学者などの有識者や国民の意見を直接聞くことが必要 ・ 男系男子を前提とした議論ではなく、憲法に即して天皇制度はどうあるべきかという大きな議論をすべき。	・ 国会で基本に戻って議論して、それを国民に見せていくというプロセスなくして、天皇制の安定は達成できない。 ・ 有識者会議報告書を全体会議の結論として採用することには問題があり、議論を政府に差し戻すことを提案
---------	--------------------------	---	---	---

	公明党	国民民主党	日本共産党	れいわ新選組
◎議論の進め方（続き）	<ul style="list-style-type: none"> まず喫緊の課題について、多くの政党・会派の合意ができるならば取りまとめをし、それができない課題については引き続き議論していくべき。 多くの政党・会派で合意できるところの取りまとめをしていく時期に来ているのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> スケジュール感と取りまとめに向けた戦略を共有すべき。 理事会や幹事会のような仕組みが作れないか検討願いたい。 最終的にまとめていく上で、与党第一党の自民と野党第一党の立憲の意見が一致することが重要 取りまとめに向けた議論を進めていただきたい。まず、自民と立憲で、その方向性について議論をしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 全体会議の進め方について各党各会派の合意をつくるべき。 一覧表にまとめるやり方に反対。また、その公表に反対。 「各党・各会派の意見の要点」のHP掲載には反対。有識者会議報告に沿った論点で事務局に作らせるやり方は、国民的な議論を妨げる。 正副議長の「論点を絞った議論」の提案には、ますます限定した議論になるので、同意できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 議論を行うならば、論点を整理した上で、共通点・対立点を明らかにし、双発的な議論が成るように運営してほしい。 党の見解を用意できるよう事前に質問を設定してもらえば、議論が進む。 この後のプロセスで、国民の合意を取るためにどのような手順を踏むのか明らかにしていただきたい。

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果」に対する各党・各会派の意見の要点③

(有志の会・参政党・日本保守党・社会民主党)

令和7年6月20日

	有志の会	参政党	日本保守党	社会民主党
1. 総論（検討方針について）				
	<ul style="list-style-type: none"> 立法府の役割は、安定的に皇位継承がなされるよう、「枠組み」を作ること 皇室の歴史において先例のないことを可能とする枠組みを作ることには、極めて慎重であるべき。 皇室の先例を議論する場合は、立法府は悠久の歴史の中で直近の民意を受けているに過ぎないことに強く留意すべき。 皇室についての「べき論」を行ってはならない。 立法府の議論は皇室の選択肢を増やすために行うもの 	<ul style="list-style-type: none"> 次の3点を重要視 <ol style="list-style-type: none"> 1. 歴史と伝統を尊重すること 2. 皇位継承に関しては男系男子を基本として議論を進めること 3. 立法府として意見をとりまとめる際には、皇室の皆様の思いを酌んで、そこに選択肢を増やす形で行った上で、最終的な決定を皇室の御判断に委ねるべき 女性天皇の可能性は排除しないが、女系天皇に流れることがないようにしていただきたい。 		<ul style="list-style-type: none"> 天皇制は、宗教的要素の強い宮中祭祀などの私的行為と国事行為を区分けして、政治利用や元首化につながらないよう、憲法が定める範囲で厳格に運営するべき。 天皇制は、国民主権の原則の下で、主権者である国民の総意に基づいて運用されることが大前提であり、制度の維持を自己目的とした制度いじりは疑問
<p>附帯決議が要請した「安定的な皇位継承を確保するための方策」の検討を今後の検討課題とし、まずは喫緊の課題である皇族数確保のための方策を講じることにについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> 悠仁親王殿下までの皇位継承の流れをゆるがせにしないという考え方は、妥当 立法府として、現在決まっている皇位継承の流れは変わらないということを明確にすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 皇位継承に関し、宮家や皇族数の減少という課題に直面 （「悠仁親王殿下までの皇位継承順位はゆるがせにしない」について）よほどの問題がない限り、そのとおり進めていただければ。 	<ul style="list-style-type: none"> 男系男子による皇位の継承は、日本の歴史の中で引き継がれてきており、守っていかなければならない。 男系男子で皇統を継いでいくことを最優先事項と捉え、すみやかに決定すべき。 悠仁親王殿下までの皇位継承の流れはゆるがせにしない。 	<ul style="list-style-type: none"> 有識者会議報告書は附帯決議の要請に十分応えているとは言えない。 天皇の皇位継承を「男系男子」に限る合理的な理由はなく、女性が皇位を継承すること自体を制限すべきではない。 日本は女性差別撤廃条約を批准しており、女性天皇を認めないことに合理性はない。論点の一つに格上げを。 世論調査では女性天皇を認める意見が8割を超え、国民の圧倒的多数 今の時代に女性天皇を認めないと言うことは、国会による社会・世界に対するメッセージとして古色蒼然 女性の皇位継承を認めれば、皇位継承をめぐる懸念も払拭 （「悠仁親王殿下までの皇位継承順位はゆるがせにしない」について）党として議論をしていない。ただ、女性天皇を認めないことを前提に、現行法でよいという立場ではない。 天皇陛下を支える皇族を厚くすべきということは理解できるが、それは、国民の支持・尊敬が支えている。
2. 皇族数確保のための第1案「女性皇族の婚姻後の皇族の身分保持」について				
(1) その賛否について	<ul style="list-style-type: none"> 妥当 皇室典範の具体的な改正案の策定にとりかかるべき。 各党各会派とも原則的に賛成と認識。まず、これを結論とすべき。 「女性宮家」は定義が曖昧で、附帯決議の要請の一つの例示。これ自体を論点とするのではなく、他の論点と併せて議論することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 皇族数の確保という観点では認めてよい。 配偶者や子に皇族の身分を認める議論に広がるならば、女性皇族の身分保持もやめるべき。公務を担う皇族数が不足しているなら、公務自体を見直すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 不同意 女性皇族の婚姻後の皇族身分保持については、女性宮家の設立、さらには女系天皇まで想定した議論もある。配偶者が一般国民である場合の当人、および子の身分について詰めた議論が行われていない。男系男子による皇位継承が崩れかねない問題のため、拙速に決めてはならない。 記紀の時代から培ってきた日本の伝統文化を今の世代で変えることができるのかという考え方は重要 	<ul style="list-style-type: none"> 男性皇族と女性皇族の扱いに差があることに合理的な理由はなく、皇族のあり方を見直す中で第1案や女性宮家を創設すること自体は否定しない。皇族費の増大につながる面があり慎重に検討すべき課題。 選択制を認めるべき。 （悠仁親王殿下までの皇位継承順位はゆるがせにしないことを前提に、女性皇族の身分保持という提案があることについて）限定をつけて女性宮家というのではなく、女性天皇など根本的にいろいろな可能性を議論すべき。 男性天皇を支えるために女性皇族を拡大する方向は違う。 身分保持の対象者を女王殿下まで含めるかについては、留保
(2) 配偶者及び子の皇族の身分及び皇位継承資格について	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者・子は、原則として皇族としての身分を有するべきではない。 先例を超えることを議論する場合とそうではない場合を明確に分けて、まず先例の範囲の中で結論を出すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者・子は、皇族としての身分を有するべきではない。 		<ul style="list-style-type: none"> 配偶者・子は、皇族としての身分を有しない方がよいが、男性皇族と婚姻した女性は皇族となることとの整合性、14条1項との整合性についての合理的な説明は可能なのか。 女性・女系天皇を容認しないならば、子は皇族でありながら皇位継承資格を持たないことになるため、子を皇族にするのは問題

	有志の会	参政党	日本保守党	社会民主党
2. (2) 配偶者及び子の皇族の身分及び皇位継承資格について(続き)	・ 配偶者が一般国民である場合、先例にならい、配偶者・子は、准皇族(待遇は皇族と同じだが、皇籍・皇位継承権は持たない)とする解決策があるのではないか。			
(3) 現在の内親王・女王殿下の処遇について	・ 議論を詰める必要がある。			・ 婚姻時に、皇族に残るか、あるいは離脱するかは、選択制とすべき。
3. 皇族数確保のための第2案「皇統に属する男系男子を養子に迎えること」について				
(1) その賛否について	<ul style="list-style-type: none"> 限定的に認めるべき。 具体的には、内親王・女王の配偶者となる場合が考えられる。この場合、当該内親王・女王が皇位継承資格を持つかどうかの検討が必要。 皇室典範の具体的な改正案の策定にとりかかるとべき。 現実には旧 11 宮家からお迎えするのが望ましいが、皇統に属する者であれば法的には限定すべきではない。 時期や親等は柔軟に対応した上で、近い方や旧皇族の方からというのが現実だと思うので、原理原則の話と手順の話に分けて議論すべき。 	・ 進めていくべき。	<ul style="list-style-type: none"> 賛成 皇族数確保のためにはなによりも、旧 11 宮家の男系男子の皇室との養子縁組を可能にする、皇室典範改正を急ぐべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 皇室典範(第9条)が養子を明確に禁じることとなった経緯を想起し、恣意的に運用される危険や皇室が肥大化し費用も増えることは明らかであり、反対 断固反対。決定的な理由は、旧宮家から男性を養子とする理由が、女性天皇を認めないことにあること。養子案は人工的で公平性を疑われる。女性天皇や、女性皇族が結婚後も皇族であり続けることで解決すべき。 世論調査でも反対が多い。
① 憲法上の問題の有無について	・ まずやるかやらないかを決めた上で、制度を合憲なものに作ればよい。			・ 「女性差別撤廃条約」、憲法 14 条、諸外国の制度を踏まえ、男系男子に限ることに理解できない。
② 実際の対象者の有無やその方々の意思の確認の必要性について	<ul style="list-style-type: none"> まず養子縁組の禁止を解除した上で、その先の問題を考えていくのも合理的なやり方 立法事実は、国民の権利を制限する場合にその制限をする事実をいうのであり、皇室の制度はその確認を行う場合ではない。 			
③ 何らかの要件(皇室会議の議を経ることにする等)を設けるか否かについて				
④ 何らかの制限(天皇陛下等を養子縁組の対象としないこと等)を設けるか否かについて				
(2) 皇族となられた方の皇位継承資格について		・ 皇位継承資格を持つべきではない。		・ 皇位継承資格について、皇族となられた方には認めず、縁組後に生まれた子には認めるという考え方は、理解できない。
(3) 皇族となられた方の配偶者及び子の皇族の身分及び皇位継承資格について		・ 縁組後に生まれた男子には皇位継承資格を認めるべき。		
4. 皇族数確保のための第3案「皇統に属する男系男子を法律により直接皇族とすること」について				
(1) その賛否について	<ul style="list-style-type: none"> 憲法との関係など整理すべき様々な難しい問題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 進めていくべき。 皇族となられた方は、皇位継承資格を持つべきではない。 皇族となった後に生まれた男子には皇位継承資格を認めるべき。 		
(2) 現時点で結論を出すか否かについて	・ 皇統が途絶える危機にある時などの非常時の方策であり、現時点で結論を出すべき事柄ではない。			
◎ 議論の進め方	<ul style="list-style-type: none"> 政府における検討結果の項目ごとに議論を進めていくやり方は妥当 大まかな合意が得られる論点は結論を出し、着実に結論を出す努力を。 おおむね結論が得られたことは、両院の決定として速やかに出していくべき。 すぐに皇室典範改正を取りまとめる事項と、もう少し議論を深める事項に仕分をして、段階的に改正を行うアプローチも一案 先例の範囲内で結論を導けることからやっていくべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 論点を絞って意見をまとめていくことに賛成。進め方に異論なし。 十分に国会議員の各党派の声が集められるので、これ以上参加者を増やす必要はない。 なるべく早いうちに立法府としての意見をまとめるべき。 		<ul style="list-style-type: none"> 論点の抽出が恣意的ではないか。結論ありきではないか。 有識者会議に引きずられ過ぎずに国会として附帯決議に沿った根本的な議論をすべき。

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果」に対する各党・各会派の意見の要点④

(沖縄の風・NHK から国民を守る党・(旧) 教育無償化を実現する会)

令和7年6月20日

	沖縄の風	NHK から国民を守る党	【参考】(旧) 教育無償化を実現する会
1. 総論 (検討方針について)			
	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等を定めた日本国憲法に従い、女性・女系天皇を容認し、女性宮家の制度創設に向け議論すべき。 立法府における検討が有識者会議報告の三つの方策に事実上拘束され、その方策に対する意見聴取にとどまるものであれば、国民の理解と支持を得ることは困難 憲法に従うことが国民の理解につながる。 男系男子による皇位継承を規定していた大日本帝国憲法下と、現行憲法下とは、皇室の在り方は異なる。 男女平等、人権の点から議論すべきだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 当事者の意思を最大限尊重すべき。 皇位の男系継承という伝統を守っていくべき。 皇室の伝統において優先されるのは「直系」よりも「男系」 先例を重視することを大前提とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 有識者会議報告は、わが国皇室の歴史と伝統に整合的であり、かつ、現実的な方策が示されている。
<p>附帯決議が要請した「安定的な皇位継承を確保するための方策」の検討を今後の検討課題とし、まずは喫緊の課題である皇族数確保のための方策を講じることについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> 女性・女系天皇の容認、女性宮家の制度創設を可能にする議題を設定すべき。 世論調査でも女性・女系天皇が望まれている。 女性・女系天皇を容認すれば、女性の地位の問題に関する日本の考え方を国際的にアピールできる。 	<ul style="list-style-type: none"> 将来は秋篠宮皇嗣殿下へ、更には悠仁親王殿下へ皇位を継承していくことが天皇陛下の大御心と解釈 全体会議で悠仁親王殿下までの皇位継承順位について反対意見はなかったため、立法府の総意とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 悠仁親王殿下までの皇位継承順位については、前提として確認すべき。 皇族数の確保をはかることが喫緊の課題であることを強く認識
2. 皇族数確保のための第1案「女性皇族の婚姻後の皇族の身分保持」について			
(1) その賛否について	<ul style="list-style-type: none"> 「女系・女性天皇の容認、女性宮家の創設」と大きく乖離 憲法14条の問題がある。 → [個別ヒア] 女系皇族の存在を皇統の一つに考えることが重要 女性・女系天皇を容認する中での皇族数の確保のためであれば、認める。 財政の面は少し気になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 条件付き賛成。必要であるならば、皇室の「先例」に従って進めていただく。 この条件として、第2案・第3案により皇族となる方を含む皇族との婚姻を考慮 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的制度化を速やかに進めるべき。
(2) 配偶者及び子の皇族の身分及び皇位継承資格について		<ul style="list-style-type: none"> 「女性宮家」が必要であるならば、皇室の「先例」に従って進めていただく。 民間人男性が皇族になることが出来ない理由は明確に存在するため、男性差別ではなく合理的な区別であると理解 配偶者が一般国民である場合、先例にある、一代限りの准皇族(皇位継承権なし)とする制度を考えてもいいのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者と子についても皇室に入ることを認めるべき。家としての一体性を重視。 選択制も議論すべき。 皇位継承資格は男系男子を基本とする観点から、配偶者と子は皇位継承権を有しないものとすべき。
(3) 現在の内親王・女王殿下の処遇について			<ul style="list-style-type: none"> 女性皇族の御意見を最大限に尊重した形で制度化の議論を進めるべき。
3. 皇族数確保のための第2案「皇統に属する男系男子を養子に迎えること」について			
(1) その賛否について	<ul style="list-style-type: none"> 「女系・女性天皇の容認、女性宮家の創設」と大きく乖離 反対。女性・女系天皇を認めれば必要ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 賛成 可及的速やかに実行すべき。 「旧皇族の皇籍取得」は国民の理解を得られる。 第1案よりも優先的に進めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的制度化を速やかに進めるべき。 受け入れる宮家のご意思・ご意向が最大限に尊重されることが重要

	沖縄の風	NHK から国民を守る党	【参考】(旧) 教育無償化を実現する会
①憲法上の問題の有無について	・ 憲法 14 条の問題がある。		
②実際の対象者の有無やその方々の意思の確認の必要性について			・ 当事者には、内々に議長などしかるべき方々で接触を図っていただくなど、混乱を招かない形で意見を聞くことが必要
③何らかの要件(皇室会議の議を経ることとする等)を設けるか否かについて			
④何らかの制限(天皇陛下等を養子縁組の対象としないこと等)を設けるか否かについて			
(2)皇族となられた方の皇位継承資格について			
(3)皇族となられた方の配偶者及び子の皇族の身分及び皇位継承資格について			
4. 皇族数確保のための第3案「皇統に属する男系男子を法律により直接皇族とすること」について			
(1) その賛否について	・ 「女系・女性天皇の容認、女性宮家の創設」と大きく乖離 ・ 憲法 14 条の問題がある。	・ 賛成 ・ 「旧皇族の皇籍取得」は国民の理解を得られる。	
(2) 現時点で結論を出すか否かについて		・ 可及的速やかに実行すべき。 ・ 第1案よりも優先的に進めるべき。	・ 第1案・第2案がいずれも不可能である場合や皇族数の確保が十分にできない場合にのみ議論すべき。
◎議論の進め方	・ 無所属議員の意見も聞くべき。 ・ 論点を整理した上で、議論するべき。	・ 有識者会議報告に沿って進めるという進め方については、問題はないのではないか。 ・ 野党第一党である立憲民主党の意見が定まっていない印象。議長・副議長からプッシュを。 ・ 時間との闘いでもあり、急ぐべき。	・ 静ひつな環境の中で丁寧な議論を行い、立法府としての総意をまとめていくために、その責任を果たしていく決意 ・ 有識者会議報告書を軸として議論することに賛成 ・ 期限を切る問題ではないが、長々と議論しても結論は出ない。どこかのタイミングで会議を開いてほしい。 ・ 両議長において皇族のご意見を伺い、議論の前提とすべき。ただし、我々国会議員には、国民の考えを踏まえた結論を得ることが求められている。

※意見書等を提出した政党・会派については、当該意見書等での意見をもとに記載しつつ、全体会議及び各政党・各会派からの個別の意見聴取での発言により一部加筆修正している。

※全体会議及び各政党・各会派からの個別の意見聴取の議事録の取扱いについては、各政党・各会派から「議長に一任すべき」「速やかに公開すべき」等の発言があり、令和6年9月からウェブサイト公開されている。

各党・各会派の主要な意見の要点 (ポイント) ①

令和7年6月20日

		自由民主党	立憲民主党	日本維新の会	公明党	国民民主党
第1案 女性皇族の婚姻後の皇族の身分保持	(1) 賛否について	<ul style="list-style-type: none"> 皇族数確保のために必要 	<ul style="list-style-type: none"> 女性皇族が婚姻後も皇族として残るところまでは異論ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 皇室の歴史と整合的であり、現実的なものであるという点で、高く評価 	<ul style="list-style-type: none"> 国民の理解も得られ、皇室の歴史とも整合的と考えられ、制度化を検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 早急に制度の具体化を進めるべき。
	現在の内親王・女王殿下の処遇について	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度の下で人生を過ごされてきたということに十分配慮すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 婚姻時に皇族の身分を保持するか、皇族の身分から離れるかを選択できる制度については、現行典範を前提に過ごしてこられた一人の人間を尊重するためにも検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 身分の選択制は考慮すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度の下で人生を歩んで来られたことに鑑み、経過措置として、皇族の身分を保持するか否かについて、一定の配慮をすべき。 	
	(2) 配偶者及び子の皇族の身分について	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者・子は、皇族の身分を有することなく、一般国民としての権利・義務を保持し続けることが適切 配偶者を皇族とするのは、女性皇族の婚姻の非常に大きなハードルとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 皇族としての身分を付与する案は、皇族数の確保という目的に沿い、憲法適合性もある。近代における家族の姿は家族が一体というのが国民の総意。 (女系につながる可能性を指摘する意見について) 皇族としても皇位継承資格とは直結しない。 皇族身分を付与しない場合、婚姻に負担・不安が増すという意見もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者・子は、皇族の身分を持たないとするのが適切 皇族の男系継承の伝統をなし崩し的に消滅させ、皇位継承資格を女系に拡大することにつながる懸念に十分留意する必要がある。 配偶者・子が皇族となった事例はないが、准三後の先例のように、准皇族的な身分が許容された時代があり、それは先例の枠内 	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者・子は、皇族の身分を持たないとするのが適切 配偶者の一般国民として保障されてきた自由を保持することが、女性皇族の婚姻の支障とならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者・子は、皇族の身分を有せず、一般国民としての権利義務を保持し続けることが適当。 配偶者・子には、一代限りの准皇族という立場(皇位継承権・皇籍は持たない)を設けるとする有識者の議論もある。
第2案 皇統に属する男系男子を養子に迎えること	(1) 賛否について	<ul style="list-style-type: none"> 旧11宮家の皇族男子の子孫である男系の男子を養子にすることは、皇族数確保、安定的皇位継承のため必要な方策 	<ul style="list-style-type: none"> 慎重な立場ではあるが、皇族数の確保のため第2案も選択肢として残している。 憲法上の諸課題(14条1項など)をクリアにする必要がある。 現実的に養子の対象となり得る方がおられるのかを、その方の意思とともに慎重に確認した上で、制度設計の議論に移らなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 特に高く評価できる。 皇室の歴史と整合的かつ現実的でもあり、皇室典範の改正により安定的な法制度として実現すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 旧11宮家の子孫の方々との養子縁組が認められるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 早急に制度の具体化を進めるべき。 当事者の意思確認は、必要(当事者の意思を)内々知りながら、表で聞かずに着地させる工夫も必要
	(2) 恒久法か時限法かについて	<ul style="list-style-type: none"> 恒久法とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 恒久法とする場合は、事実上の世襲の貴族をつくることになること、対象者が年を追うごとに増え続け、血筋は薄まり、より世俗化していくことを考えれば、時期と親等に関しては限定すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 今お生まれになられていないお子さん等も含めて、時期等も柔軟に対応できるように法整備をすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 時限立法か恒久法かは、まだ党内で決めていない。 	
	(3) その他の具体的な制度設計における提案について	<ul style="list-style-type: none"> 民法の規定も踏まえ、15歳以上の独身の男性を対象とすべき。 皇室会議の議を経るとすべき。 養親となられる方は、天皇皇后両陛下、秋篠宮皇嗣同妃両陛下、上皇上皇后両陛下以外の方々 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な制度設計において、養親がどなたとなるのかについて整理が必要 		<ul style="list-style-type: none"> 皇室会議の議を経るなどの措置が必要 天皇陛下、上皇陛下、皇嗣殿下各ご夫妻は養子縁組できないとするのが適切 	

各党・各会派の主要な意見の要点（ポイント） ②

令和7年6月20日

		日本共産党	れいわ新選組	参政党	日本保守党	社会民主党	沖縄の風
第1案 女性皇族の婚姻後の皇族の身分保持	(1) 賛否について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附帯決議が女性宮家の創設等についても検討を行うことを求めているにもかかわらず、有識者会議の報告は、男系男子による継承を不動の原則としている。 ・ 第1案を決して否定はしないが、男系男子を前提としない大きな議論を。 ・ 女性天皇等の検討を棚上げしたまま、皇族数の確保という理由で女性皇族の婚姻後の身分保持の議論をするのは筋違い ・ 女性宮家も正面から検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問題がある。 ・ 皇族数に見合った公務負担の見直し、公務を減らすことが必要と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 皇族数の確保という観点では認めてよい。 ・ 配偶者や子に皇族の身分を認める議論に広がるならば、女性皇族の身分保持もやめるべき。公務を担う皇族数が不足しているなら、公務自体を見直すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不同意 ・ 女性皇族の婚姻後の皇族身分保持については、女性宮家の設立、さらには女系天皇まで想定した議論もある。配偶者が一般国民である場合の当人、および子の身分について詰めた議論が行われていない。男系男子による皇位継承が崩れかねない問題のため、拙速に決めてはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男性皇族と女性皇族の扱いに差があることに合理的な理由はなく、皇族のあり方を見直す中で第1案や女性宮家を創設すること自体は否定しない。皇族費の増大につながる面があり慎重に検討すべき課題。 ・ 選択制を認めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「女系・女性天皇の容認、女性宮家の創設」と大きく乖離 ・ 憲法14条の問題がある。→ [個別ヒア] ・ 女系皇族の存在を皇統の一つに考えることが重要 ・ 女性・女系天皇を容認する中での皇族数の確保のためであれば、認める。 ・ 財政の面は少し気になる。
	現在の内親王・女王殿下の処遇について		<ul style="list-style-type: none"> ・ 身分の選択制に関しては、人権の原則として認めるべき。 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 婚姻時に、皇族に残るか、あるいは離脱するかは、選択制とすべき。 	
	(2) 配偶者及び子の皇族の身分について			<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者・子は皇族の身分を有しないとする有識者会議報告書の整理では、公務負担を実質的に女性皇族のみが負うことや、配偶者が一般市民となり生活の面でも問題が多いとの指摘がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者・子は、皇族としての身分を有するべきではない。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者・子は、皇族としての身分を有しない方がよいが、男性皇族と婚姻した女性は皇族となることとの整合性、14条1項との整合性についての合理的な説明は可能なのか。 ・ 女性・女系天皇を容認しないならば、子は皇族でありながら皇位継承資格を持たないことになるため、子を皇族にするのは問題
第2案 皇統に属する男系男子を養子に迎えること	(1) 賛否について	<ul style="list-style-type: none"> ・ この提案は、事実上、女性天皇を否定するもの ・ 到底、国民の理解は得られない。 ・ 旧皇族の子孫から国民の権利を奪うこと、600年以上も遠い血筋を遡ることなど、憲法に照らして重大な問題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問題がある。 ・ 憲法14条に抵触するとの指摘があり、議論が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進めていくべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賛成 ・ 皇族数確保のためにはなによりも、旧11宮家の男系男子の皇室との養子縁組を可能にする、皇室典範改正を急ぐべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 断固反対。決定的な理由は、旧宮家から男性を養子とする理由が、女性天皇を認めないことにあること。 ・ 「女性差別撤廃条約」、憲法14条、諸外国の制度を踏まえ、男系男子に限ることに理解できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「女系・女性天皇の容認、女性宮家の創設」と大きく乖離 ・ 反対。女性・女系天皇を認めれば必要ない。 ・ 憲法14条の問題がある。
	(2) 恒久法か時限法かについて						
	(3) その他の具体的な制度設計における提案について						